

紹介状持参のお願い

初診で受診される際には「かかりつけ医」の紹介状をお持ち下さい。

＜紹介状をお持ちでないと自費負担額が増えます＞

初診のときに紹介状をお持ちでない方には、これまで保険医療費の請求とは別に「初診時保険外併用療養費」として750円（消費税別）をいただいておりますが、平成28年4月1日以降は、この自費負担額が1,500円（消費税別）に改正されます。

＜患者さまのメリット＞

紹介状を持ってきていただくことで、よりスムーズに病院での検査や診察、入院治療までが受けていただくことができます。その後病状が落ち着かれたらかかりつけ医で再び治療を受けていただくことになります。

＜国の考え方について＞

国では、医療政策の一環として「医療の機能分担と連携」を進めています。機能分担とは、普段の健康管理や病気の発病初期の医療については、お近くの診療所（クリニック）の先生が診察し、専門的な検査や状態に応じて入院が必要な方については病院が治療にあたるという役割分担のことです。

＜市民病院の方針＞

病院では、国の政策に沿って地域の開業医の先生方と密接に連携し、役割に応じた質の高い安全、安心な医療をご提供していきたいと考えています。

※紹介状のことでわかりにくいことがありましたら、1階カウンター2番受付のスタッフにご相談ください。

病 院 長